

# 福祉作業所の設置や福祉手当の増額など17議案を可決

## 6月定例町議会



6月定例町議会が、6月21日から30日までの10日間を会期として開かれました。今議会では、専決処分の承認や福祉手当の増額、予算の補正など17議案が審議されましたが、いずれも原案どおり可決承認されました。

### 議案

#### ▼専決処分の承認 3件

◎平成5年度一般会計予算の補正  
国の第3次補正予算により、補助金が増額されたため、農村総合整備モデル事業費と九十九里水道企業団への出資金を増額しました。

#### ◎税条例の一部改正

所得の少ない方への税負担の軽減を図るため、非課税限度額が引き上げられたほか、個人町民税の特別減税に伴う諸規定の整備

や、法人町民税の均等割の税率の見直しに伴う改正等が行われました。  
◎国民健康保険税条例の一部改正  
一定の所得以下の方に対する保険税の減額基準額を引き上げ、低所得者の税負担の軽減が図られました。  
▼横芝町福祉作業所の設置及び管理に関する条例の制定  
心身に障害を有する方の福祉の向上と、家族の介護負担の軽減を図ることを目的として建設を進めている福祉作業所について、必要な事項を定めました。



栗山地先に建設されている福祉作業所

#### ▼横芝町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部改正

医療費の助成を受けられる重度心身障害者の規定を県の補助金交付要綱に準じて改正しました。

#### ▼横芝町在宅重度精神薄弱者及びねたきり身体障害者福祉手当支給条例の一部改正

▼横芝町ねたきり老人福祉手当支給条例の一部改正

国の福祉手当の支給額に準じて、いずれも1万2380円から1万3580円に増額されました。

#### ▼横芝町ホームヘルパー派遣手数料徴収条例の一部改正

体の不自由なお年寄りの身の回りのお世話をするホームヘルパーの派遣手数料が、国の徴収基準額の引き上げに準じて改正されました。

#### ▼議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

▼特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正

▼横芝町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正

特別職報酬等審議会の答申を受け、議員の報酬及び特別職の職員の給与が引き上げられました。

また、教育長の給与も特別職の職員の給与と改定に準じて引き上げられました。

( ) 内は改正前

議長 26万8千円 (26万5千円)

副議長 23万円 (22万7千円)

議員 21万3千円 (21万円)

町長 76万2千円 (75万3千円)

助役 62万5千円 (61万7千円)

収入役 57万9千円 (57万2千円)

教育長 55万6千円 (55万円)

#### ▼九十九里地域水道企業団規約の変更に関する協議

企業団事務所の老朽化による移転に伴い規約の変更について協議がありました。

#### ▼監査委員の選任

町の会計を監理する監査委員田子一雄氏(本町)の任期は、5月29日をもって満了となりましたが、引き続き同氏が監査委員